

「注意書き」

使用する前に地図データベース（PAREA）使用許諾同意書の条項を必ず読んで下さい。地図データベース使用後は、この同意書の内容をもって契約が成立したものといたします。

地図データベース(PAREA)使用許諾同意書

お客様と国際航業株式会社（以下「国際」といいます。）は、本契約に記載される地図データベース（登録商標 PAREA）の使用許諾に関し、次のとおり契約を締結します。

第1条（定義）

本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1)データベース

国際が著作権その他の知的所有権を有する地図データベース（登録商標 PAREA）をいいます。

(2)更新版データベース

「データベース」の内容に関し、行政区画の変更、地名の変更等が生じた場合に国際の作成する更新版をいい、「更新版データベース」の更新版を含みます。

(3)データベース等

「データベース」と「更新版データベース」の両者をいいます。

(4)記録媒体

「データベース等」が記録されて収納された複製物で、国際が作成したものをいいます。

(5)関連資料

「記録媒体」以外の資料で、国際が「データベース等」の使用に関連して提供する資料で、国際が著作権その他の知的所有権を有するものをいいます。

(6)使用

本契約に従い、機械上で「データベース等」のロード、実行、格納、画面出力等を行うこと、及び関連資料を利用することをいいます。

第2条（使用権の許諾）

- 国際は、お客様に対して、「データベース等」及び「関連資料」の非独占的使用権を許諾します。「データベース等」は、国際が使用許諾するものであり、売買の対象とするものではありません。
- お客様は、「データベース等」をお客様が使用許諾の申込を行った台数分の機械において使用することができます。
- お客様は、「データベース等」を前項の台数を超える端末機械で使用する場合は、別途台数分の使用許諾が必要となります。
- お客様は、「データベース等」を、次項に規定する場合を除いて、複製、改変及び翻案をすることができません。
- お客様は、「データベース等」のバックアップ用として、一個の複製物を作成することができます。
- お客様は、「データベース等」の使用権につき再使用権を設定もしくは第三者への譲渡、又は複製物を第三者に譲渡、転貸もしくは占有の移転をしてはならず、またお客様は、本契約上の地位を第三者へ譲渡してはなりません。
- お客様は、「データベース等」の使用に際しては、本条各項の全てを遵守するものとし、本契約の規定されていない方法、環境および条件で使用する場合は、個別に使用許諾契約を国際と締結しなければなりません

第3条（更新版データベースの使用許諾）

- お客様が、「更新版データベース」の使用許諾の申込を行う場合は、国際は、その使用を許諾します。
- 「更新版データベース」は、国際の調査時点の現況に基づいて国際によって作成されますが、これは国際の義務とされるものではありません。

第4条（機密保持）

- お客様は、「データベース等」の使用を通じて知り得た「データベース等」に関する全ての関連知識（アイデア、コ

ンセプト及びノウハウを含む）を秘密に保持するものとし、第三者に対して一切これを開示又は漏洩しません。

- 前項の規定は、本契約の有効期間中はもちろん、本契約が終了した後もその効力を有します。

第5条（著作権等の帰属）

本契約に基づき、国際がお客様に対して使用許諾する「データベース等」、「記録媒体」、その複製物及び「関連資料」の、所有権、著作権、著作者人格権及びその他一切の工業所有権、無体財産権は、国際に帰属することを確認します。

第6条（保証責任）

- 国際は、「データベース等」を現状有姿のまま使用許諾するのみであり、お客様の選択したソフトウェア・プログラムにおいて正しく稼働すること、及びお客様の特定の使用目的に適合し、かつ正しく稼働することを保証しません。
- 国際は、「データベース等」自体において、国際の責めに帰すべき理由により生じた隠れたる瑕疵が発見された場合は、「データベース等」の提供（お客様による使用の開始の有無を問わず、記録媒体の引渡又は国際がお客様において使用することができる状態にした旨の通知のいずれか早い時点をいう。）後3ヶ月間に限り、無償で瑕疵の修補を行うものとします。
- 前項にいう瑕疵とは、地名の明らかな相違をいい、以下のものを含みません。
 - ①土地、道路、河川、鉄道もしくは土地の定着物その他の表示物の面積、形状その他現状との不一致
 - ②地名に関する誤字・脱字
 - ③その他表記上もしくは内容上の軽易な誤り
- 前各項の定めは、本契約に基づく法律上の瑕疵担保責任及び債務不履行責任を含む国際の保証責任の全てを規定したものとします。

第7条（損害賠償の制限）

法律上の請求原因の種類を問わず、前条2及び3項に規定された責任を除き、国際は、「データベース等」の使用または使用不能から生じるいかなる他の損害（事業利益の損失、事業の中断、事業情報の損失またはその他金銭的損害を含む）に関して、一切の責任を負いません。

第8条（善管注意義務）

お客様は、「データベース等」、その複製物及び「関連資料」を、善良なる管理者の注意義務を果たして取扱及び管理するものとします。

第9条（解除事由）

お客様又は国際が本契約のいずれかの条項に違反し、相手方からその是正を要求する通知を受領した後14日以内にその違反を是正しない場合は、相手方は、違反者にその旨を通知することにより、本契約を直ちに解約することができます。

第10条（有効期限）

本契約の有効期限は、本契約成立時からお客様が「データベース等」の使用を停止するまでとします。

〒169-0074

東京都新宿区北新宿二丁目 21 番 1 号
国際航業株式会社

【2023年2月1日改定】